参考資料４

情報提供

宮城県内道路　路面標示連絡調整会議　規約

（名　称）

第１条　　本会議は、宮城県内道路　路面標示連絡調整会議（以下、「連絡調整会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　　路面標示は、道路利用者の交通安全上、非常に重要であることから、宮城県内の路面標示についての意見交換、検討、調整等、各管理者間で連携を行うことで、道路利用者等の安全確保に資することを目的とする。

（組　織）

第３条　　連絡調整会議の組織は次のとおりとする。

２　連絡調整会議の構成は、「別表」のとおりとする

３　連絡調整会議は、個別課題等についての検討・調整を行うため「ワーキンググループ」を設置する。

４　ワーキンググループは、検討、調整した内容を連絡調整会議に報告する。

（事務局）

第４条　　事務局は、宮城県 土木部　道路課に置くものとする。

２　事務局は、連絡調整会議の運営、資料作成等を行う。

（その他）

第５条　　この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（付則）

１．　本規約は、令和７年５月２７日から施行する。

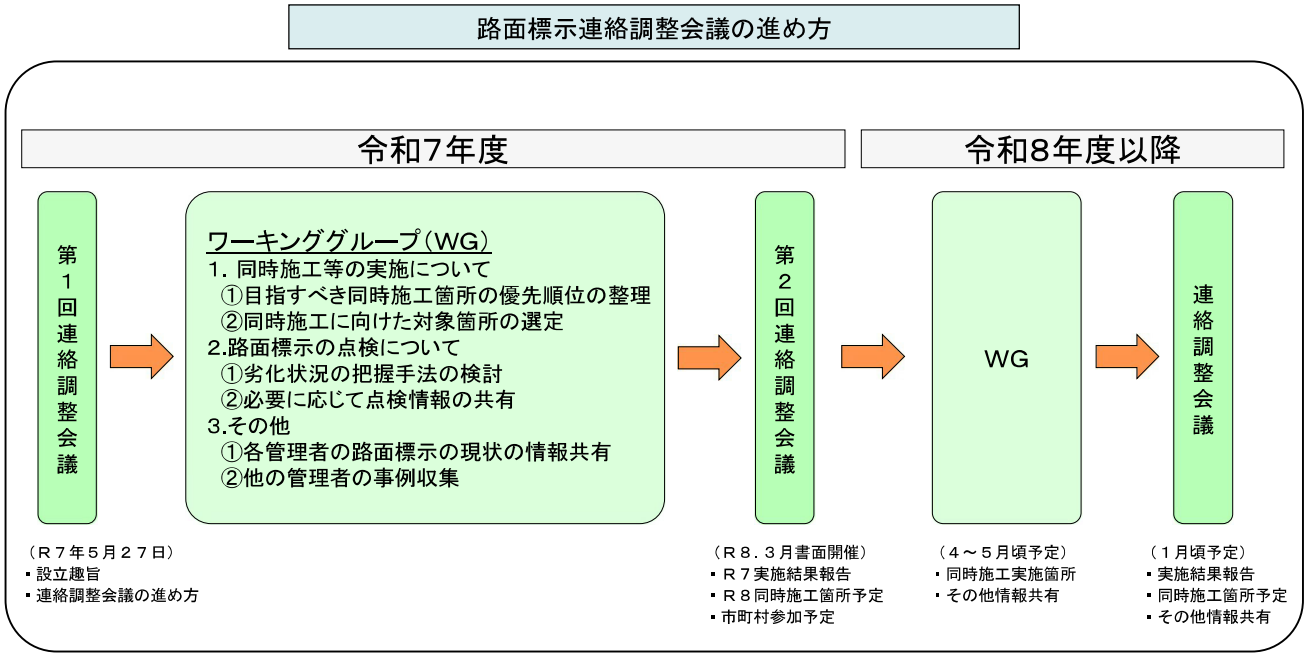
別表（第３条第２項関係）

宮城県内道路　路面標示連絡調整会議　会員名簿

	所　　属	役　　職
会　員	国土交通省　東北地方整備局　　仙台河川国道事務所	副所長
	国土交通省　東北地方整備局　　南三陸沿岸国道事務所	副所長
	宮城県　警察本部　交通部　交通規制課	交通規制課長
	宮城県　土木部　道路課	道路課長
	仙台市　建設局　道路部　道路保全課	道路保全課長
事務局：宮城県　土木部　道路課		

宮城県内道路 路面標示連絡調整会議

１．連絡調整会議の進め方について



宮城県内道路 路面標示連絡調整会議

２．同時施工の実施について

➢ 同時施工とは、同一の交差点等において各管理者が概ねの施工時期を合わせて施工

2-1. 路面標示の維持管理上の特徴

➢ 通行機能を複数の管理者が管理する路面標示で確保している

①円滑かつ安全な通行を確保するため、それぞれの管理者がそれぞれの優先順位に基づき路面標示を管理

②１つの交差点上の路面標示を、複数の管理者が管理している

③各管理者の路面標示の１つが消えると、全体の機能が低下する

2-2. 路面標示の維持管理上の課題

①発注者毎に路面標示の更新年度、発注時期が異なる

②道路交通への影響を最小限にしつつ効率的に更新を進めるためには、管理者間の連携と積極的な事前調整が重要

2-3. 同時施工の推進

➢ 道路管理者と県警察の連携による交差点等での路面標示の同時施工の推進

３．令和７年度 同時施工の実施事例（県・県警）

南三陸町志津川



宮城県内道路 路面標示連絡調整会議

４．同時施工の令和７年度実績及び令和８年度予定

令和７年度 同時施工の実績

・直轄国道又は県管理道路の交差点で、県警察と同時施工を7箇所実施。
・直轄国道又は仙台市管理道路の交差点で、県警察と同時施工を19箇所実施。

令和８年度 同時施工の予定

・直轄国道又は県管理道路の交差点で、県警察と同時施工を25箇所程度予定。
・直轄国道又は仙台市管理道路の交差点で、県警察と同時施工を15箇所程度予定。
・市町村道を含む複数管理者の交差点で、同時施工を5箇所程度予定。

	令和7年度（実績）		令和8年度（予定）	
直轄国道又は 県管理道路・警察	7箇所	気仙沼市、南三陸町、 大崎市、大衡村　管内	25箇所程度	大崎市、加美町、美里町、 角田市、村田町、柴田町、 白石市、丸森町　管内 （調整中）
直轄国道又は 仙台市管理道路・警察	19箇所	仙台市　管内	15箇所程度	仙台市　管内 （調整中）
市町村を含む 複数管理者	―		5箇所程度	（調整中）
計	26箇所		45箇所程度	